

KASHIBA お知らせ版

広報かしば



5

2020.5.7
第471号

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が発出

4月16日に奈良県が緊急事態宣言の地域に追加されたことに伴い、市民の皆さまにおかれましては以下の《うつらない・うつさないの徹底》をお願いします。

《うつらない・うつさないの徹底》

- 生活の維持に必要な場合（＊）を除いた外出の自粛
 - ＊医療機関への通院、食料品・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への通勤、健康維持のための散歩など
- 症状（発熱、咳、味覚・嗅覚異常など）のあるかたや感染した心配のあるかたの自宅待機
- 府県をまたいだ移動の自粛や在宅勤務のお願い
- イベントなどの中止・延期・規模縮小などの検討

相談や受診の流れ

令和2年4月17日現在

発熱などの風邪症状があるかた

かかりつけ医やお近くの医療機関に**事前に**電話相談してください

- ＊院内感染、医療崩壊につながる可能性がありますので、必ず事前の電話をお願いします。

次のようなかたは「帰国者・接触者相談センター」へ電話相談してください

- 職場や旅行先などの状況で、新型コロナウイルス感染の不安があるかた
- 海外渡航歴（特に流行地）があるかた

受診

相談

かかりつけ医や、お近くの医療機関の指示に従い、マスクを着用するなどして受診してください

感染が疑われない場合

- ＊かかりつけ医やお近くの医療機関に**事前に**電話相談してください

帰国者・接触者相談センター
☎ 0742-27-1132

感染が疑われる場合

感染が疑われる場合は、保健所が、帰国者・接触者外来に受診調整しますので、指示に従ってください

原因不明の肺炎などは、医療機関から保健所に相談します

疑似症と診断された場合、検査や入院となります

＊医療機関の診察では、感染防止のため屋外での診察や医師が防護服着用にて診察する場合があります。

公共施設の利用休止の延長について

緊急事態宣言が発出されたことを受け、更なる新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、一旦5月6日のゴールデンウィークまで利用休止としていた公共施設について、利用休止を5月末日まで延長することとなりました。市民の皆さまにおかれましてもご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

＊利用休止する施設及び行事・イベント中止について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆問合先 市役所危機管理室 ☎ 44-3305



▲公共施設利用休止について



▲行事・イベント中止について

新型コロナウイルス感染症について市民の皆さまへのお知らせ

子ども及び妊婦に対してのマスク配布

マスクの入手困難な状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防対策として、子どもの安全・健康を最優先に、布マスクの配布を行うこととなりました。また、妊娠中のかたについても、免疫力が低下して感染しやすく、使用できる薬や治療が限られることから、マスクを配布することとなりました。

【市立小・中学校、幼稚園・認定こども園、保育所の児童・生徒・園児について】

- 配布期間 令和 2 年 5 月以降、納入され次第順次配布予定
- 配布方法 市立小・中学校、幼稚園・こども園、保育所を通じて配布予定
- 配布枚数 布マスク 1 枚

【本市に住民登録があり、かつ配布日時時点で妊娠しているかた】

- 配布期間 5 月 29 日（金）まで
- 配布方法 ①これから母子健康手帳の交付を受けるかた・・・母子健康手帳交付の際に配布
②すでに母子健康手帳をお持ちのかた・・・保健センター来所時に配布
* 母子健康手帳の持参が必要
- 配布枚数 マスク（不織布マスク）10 枚
- ◆問合先 ・市役所危機管理室 ☎ 44-3305
・（小・中・保育所等マスクに関して）市役所教育総務課 ☎ 44-3328
・（妊婦マスクに関して）保健センター ☎ 77-3965

市が主催する検診（健診）などの延期について

6 月から実施予定であった市主催の下記検診（健診）について、新型コロナウイルス感染症予防のため延期とさせていただきます。開始時期は改めて広報紙及び市ホームページにてお知らせします。

- ◆対象となる検診（健診） 国民健康保険の特定健康診査と脳ドック、後期高齢者医療の健康診査
各種がん検診、肝炎ウイルス検診、生活習慣病健康診査
- ◆問合先 総合福祉センター国保医療課 ☎ 79-7528
保健センター ☎ 77-3965

市税や保険料の納付の猶予

新型コロナウイルス感染症に本人（家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして市税（固定資産税、軽自動車税、市県民税）や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難な場合は、納付が猶予される場合がありますので下記の担当課に相談ください。

- * 猶予期間は原則 1 年間（保険料は 6 か月）です。
- * 猶予制度は納めるべき市税や保険料及び猶予期間以外の延滞金を免除する制度ではありません。
- ◆問合先 ・市税の納付について 市役所納税促進課 ☎ 44-3310
・各保険料の納付について 総合福祉センター保険料収納課 ☎ 43-7109

香芝市国保被保険者に対する傷病手当金の支給

被用者（給与の支払を受けているかた）である香芝市国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために労務できない場合、傷病手当金を支給します。

* 事業主及び医師による証明が必要です。

- ◆対象 被用者である香芝市国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われるかた
- ◆対象期間 令和 2 年 1 月 1 日～9 月 30 日の間で、労務できなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務できない期間
- ◆支給額 （傷病手当金支給開始月の直近継続 3 か月間の給与収入合計額 ÷ 就労日数）× 3 分の 2 × 支給対象日数
- * 給与の全部または一部が支給される場合には、給与の支給金額を差し引いた金額が傷病手当金として支給されます。また、対象期間と支給額にはそれぞれ上限があります。
- * 申請書は市ホームページよりダウンロードできます。 * 申請方法など、詳しくは問い合わせください。
- * 後期高齢者医療保険制度については、奈良県後期高齢者医療広域連合のホームページ（<https://ssl.nara-kouiki.jp/>）をご覧ください。
- ◆申請・問合先 総合福祉センター国保医療課 ☎ 79-7528

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者のかたへ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援策を経済産業省がとりまとめ、随時更新しています。また奈良県でも、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに不安を感じている事業所向けに、無利子・無保証料による緊急支援を行っています。詳しくはQRコードよりご覧ください。

*無利子・無保証料による緊急支援については、一部市の認定が必要になります。

▼経済産業省
ホームページ



▼奈良県
ホームページ



個人で行う予防対策 《うつらない・うつさないの徹底》

咳エチケット

咳・くしゃみの症状がある時はマスクを着用。マスクが無い時に咳やくしゃみをするときは口と鼻をティッシュや袖などで覆います。



こまめな手洗い・手指消毒

帰宅時・調理の前後・食前など、こまめに石けんと流水で手洗いを。手や指をアルコール消毒することも有効です。



部屋の換気

風の流れることができる窓を、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上を確保しましょう。

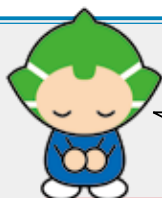


新型コロナウイルス感染症に関する各種相談（問い合わせ）の窓口 令和2年4月21日現在

* 特別定額給付金（仮称）については、国からの詳細が示され次第、市ホームページなどで随時お知らせします。

◆ 問合先：総務省コールセンター ☎ 03-56638-5855 平日午前9時～午後6時30分

		主な内容	担当課
健康に関する相談		健康相談のほか、保健所など相談窓口の案内	保健センター ☎ 77-3965 平日午前8時30分～午後5時15分
学校などに関する相談	小・中学校	小・中学校の臨時休業などについて案内	学校教育課 ☎ 44-3334 平日午前8時30分～午後5時15分
	幼稚園・保育所・認定こども園・学童保育所	幼稚園・保育所・認定こども園・学童保育所の利用について案内	こども課 ☎ 44-3336 平日午前8時30分～午後5時15分
子育て・家庭生活に関する相談		家庭児童相談、子育て・虐待悩みの相談、DV相談に関する窓口の案内	児童福祉課 ☎ 79-7522 平日午前8時30分～午後5時15分
事業者の経営などに関する相談		国や県の支援策などの案内	商工振興課 ☎ 44-3312 平日午前8時30分～午後5時15分
生活資金（個人）に関する相談 *休業・失業等によるもの		緊急小口資金などの案内	社会福祉協議会 ☎ 76-7107 平日午前8時30分～午後5時15分
市税の納付に関する相談		市税の納税猶予などに関する相談	納税促進課 ☎ 44-3310 平日午前8時30分～午後5時15分
保険料の納付に関する相談		保険料の納付猶予などに関する相談	保険料収納課 ☎ 43-7109 平日午前8時30分～午後5時15分
水道料金などに関する相談		水道料金などの納付に関する相談	上下水道部受付センター ☎ 76-2301 平日午前8時30分～午後5時15分
傷病手当金（国保・後期）に関する相談		給与収入のある香芝市国保・後期高齢者医療被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のために労務できない場合の傷病手当金についての相談	国保医療課 ☎ 79-7528 奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0744-29-8430 平日午前8時30分～午後5時15分
その他全般的な相談		公共施設の利用休止・市主催行事の中止や延期・その他全般的な質問など	危機管理室 ☎ 44-3305 平日午前8時30分～午後5時15分



イベントの延期・中止について

広報かしばお知らせ版第 470 号（令和 2 年 4 月 6 日発行）に掲載しました、以下の行事・イベントは、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大状況を踏まえ、延期・中止することとなりました。

【延期】 ええもんフルっと市（食器編）

5 月 31 日（日）に開催を予定しておりました「ええもんフルっと市」は、延期することとなりました。今後の開催予定については、改めて広報紙及び市ホームページでお知らせします。

【中止】 狂犬病予防集合注射

5 月 11 日（月）～15 日（金）の間に開催を予定しておりました「狂犬病予防集合注射」は、中止することとなりました。なお、今年度においては、巡回による集合注射は行いませんが、狂犬病の予防注射は「狂犬病予防法」に基づき、年に 1 回受けさせなければならない（〔対象〕生後 90 日を過ぎた犬）こととされているため、必ず、個別に動物病院で狂犬病の予防接種を受けるようにしてください。

犬を飼っていて届出などが必要になる場合

『狂犬病予防法』に基づき、次の場合は届出が必要になりますので、市民衛生課で手続きをお願いします。

- 犬を飼い始めたとき（生後 90 日を過ぎた犬）
- 飼主のかたの氏名・住所が変わったとき
- 犬が死亡したとき
- 飼主のかたが変わったとき
- 犬の所在地が変わったとき（本市から転出の場合は、転出先自治体へ届出してください。）

◆問合先 市役所市民衛生課 ☎ 44-3306

市内の中小企業・新たな創業を応援します！

本市では、市内商工業の発展、地域経済の活性化を図るため、以下の取組を行います。各種支援制度をぜひ活用ください。

①設備投資促進補助金

新事業活動につながる設備投資を行う市内の中小企業者を市が支援するもので、500 万円以上の設備投資に対し、市が投資額の最大 150 万円までを補助します。

＊令和 3 年 3 月 31 日までに事業が完了するものに限る。

◆対象 市内に事業所を有する中小企業者

②産学連携促進事業補助金

大学などの知的資源を活用し、新製品開発や共同・委託研究を行った場合、調査・試験・分析などに要した経費の 1/2 を最大 50 万円まで補助します。

◆対象 市内に事業所を有する中小企業者

③特許等取得支援事業補助金

市内の中小企業者に対し、特許出願及び実用新案登録出願に要する経費の 1/2 を補助します。

◆対象 市内に事業所を有する中小企業者

詳しい内容については、
市ホームページをご覧ください。



◆申込・問合先 市役所商工振興課 ☎ 44-3312

④環境配慮型企業定着促進補助金

市内の中小企業者が騒音・振動・悪臭を防止・軽減するための設備投資に対し、市が投資額の 25% を最大 150 万円まで補助します。

＊令和 3 年 3 月 31 日までに事業が完了するものに限る。

＊設備投資促進補助金との併用不可

◆対象 市内で製造業を営む中小企業者

⑤創業促進補助金

市内で新たに創業するかたに、人件費、店舗等借入費、設備費、広報費に要した経費の 1/2 を最大 100 万円まで補助します。

◆対象 令和 2 年 4 月 20 日（月）～令和 3 年 2 月 28 日（日）までに市内で創業するかた

◆申込期限 6 月 1 日（月）午後 5 時 15 分（必着）

＊事業採択のための審査あり

⑥創業支援アドバイザー派遣制度

創業者の経営課題の解決を図るため、助言など行う専門家（中小企業診断士）を無料で派遣します。

◆対象 市内で創業されて 1 年未満のかた、または市内で創業される具体的な計画を有するかた

＊1 回 3 時間以内（1 人につき 4 回まで）

地域包括支援センターからのお知らせ

***新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、教室を当面の間中止しています。再開時期は広報紙または市ホームページにてお知らせします。**

***相談窓口がわからない場合は、総合福祉センター介護福祉課（☎ 79 - 7521）まで問い合わせください。**

地域包括支援センター	問合せ先
香芝市中央地域包括支援センター (香芝北／香芝中学校区のかた)	☎ 79 - 0802 *在宅介護支援センターかしの木において 24 時間の相談受付が可能です (相談先：☎ 79 - 6700)
香芝市西地域包括支援センター (香芝西中学校区のかた)	☎ 71 - 3201 *24 時間の相談受付が可能です
香芝市東地域包括支援センター (香芝東中学校区のかた)	☎ 71 - 3120 *24 時間の相談受付が可能です

高齢者の新型コロナウイルス感染症予防について

高齢者は重症化しやすい傾向がありますので、不要不急の外出は特に控えてください。外出を控えることで『生活不活発（動かないこと）』による健康への影響が心配されますので、以下のことを実践してください。

自宅でもできるちょっとした運動で体を守ろう

動かない時間や座っている時間を減らすため、ラジオ体操のような自宅でもできるちょっとした運動で筋力を維持しましょう。

バランスのよい食事をして栄養をとり、免疫力を維持しましょう



初心者テニス教室

スポーツ・健康

- ▼日程 6月28日～7月12日まで
の日曜日（全3回）
- ▼時間 午前11時～午後1時
- ▼15分前集合
- ▼雨天の場合は中止
- ▼場所 健民テニスコート
- ▼対象 市内在住・在職の小学生以上のかた
- ▼定員 先着30名
- ▼費用 900円（3回分・傷

子育て・教育

**必ず提出してください！
児童手当・特例給付現況届**

児童手当・特例給付を受けているかたを対象に、「児童手当・特例給付現況届」を5月下旬ごろに送付します。

この現況届は、毎年6月1日現在の児童の養育状況などを確認するためのものです。提出がない場合は、引き続き受給資格があっても6月以降の手当を受けることができなくなることがありますので、ご注意ください。

▼提出期間 6月1日（月）～30日（火）

▼申込方法 往復ハガキに、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・返信用宛名を明記し、申込

▼申込期限 6月10日（水）

▼申込・問合せ先 香芝市テニス協会（担当：小笠原）☎ 639-0254 関屋北7-14-4 ☎ 76-5808

6月1日より、『所有者の判明しない猫』の市役所での引取り手続きができなくなります



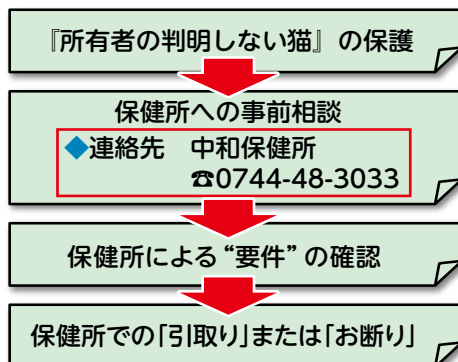
令和元年6月19日に動物の愛護及び管理に関する法律が改正（以下、「改正法」という。）され、**所有者の判明しない猫の引取りを依頼される場合**、改正法に規定された以下の要件に該当しないか、保健所での確認が必要となりました。
（*要件に該当する場合、保健所が引取りをお断りされます。）

要件

周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合

このことを受け、所有者の判明しない猫の引取りについては、6月1日以降、原則、**市役所では行うことができません。**

今後の引取りの流れ



『所有者の判明しない猫』を保護した場合は、**必ず、事前に保健所への連絡をお願いします。**

お知らせ

実施します

ブロック塀等撤去工事補助事業

危険なブロック塀などの撤去工事を促進させるため、対象要件を満たしたブロック塀などの撤去工事に対して、工事費用を最大10万円補助します。

▼募集期間 5月11日(月)～12月28日(月)午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)

新農業委員・推進委員が決まりました

次のとおり、新しく農業委員・推進委員が決まりました。

農地(田・畑)の売買や贈与、農地を住宅・倉庫・駐車場などへ転用する場合は、農業委員へ相談ください。なお、申請手続きなどは、農業委員会事務局(市役所2階)へ問い合わせください。

役 職 名	氏 名
会 長	縄田 多賀司
副 会 長	田中 修
農地委員長	高谷 保男
農政委員長	寺口 喜夫
農地副委員長	畑山 佳央
農政副委員長	平山 芳司
委員	福田 武
	高岡 平典
	田中 文洋
	奥山 孝一
	山本 一男
	窪田 昭子
	甲本 京子
推進委員	尾田 正幸
	細井 民久
	宮城 康次
	安川 佳延
	松井 雅則

◆問合せ 市役所農業委員会事務局 ☎ 44-3322

▼募集件数 先着10件

▼対象要件 次の①～④すべてに該当するもの

①道路からの高さが60cm以上であるもの

②ブロック塀などの高さがブロック塀と道路境界までの水平距離より高いもの

③撤去工事後のブロック塀などの道路からの高さが全て60cm未満になるもの

④撤去工事は、補助金の交付決定以降に契約・着工し、原則令和3年1月末日までに完了するもの

▼補助金の額 工事業者の見積額(消費税及び地方消費税を除く)または標準除却費(1万円/㎡)により積算した額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額(限度額10万円)

▼注意事項

・ブロック塀などとは、コンクリートブロック造、れんが造、石造などの塀をいいます。

・5月11日(月)の受付開始時に募集件数を超える申込があった場合は、その場で抽選を行い、決定します。

・そのほかの条件など詳しくは

問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

▼申込・問合せ 市役所都市計画課 ☎ 44-3315

▼市ホームページはこちら



実施します

無料耐震診断・耐震改修工事補助事業

木造住宅の耐震化を促進させるため、無料耐震診断を実施します。また、耐震診断の結果、耐震改修工事の必要があると判定された住宅に対して、耐震改修工事費用を最大50万円補助します。

【耐震診断】

○対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(2階建て及び延べ面積250㎡以下)の在来軸組工法の木造住宅

○募集件数 先着10件

○診断費用 無料

○募集期間 5月11日(月)～12月28日(月)午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)

【耐震改修工事補助事業】

○対象要件

・耐震診断の結果が構造評点1、

0未満であり、かつ耐震改修工事により1.0以上となるもの

・工事は補助金の交付決定以降に契約・着工し、原則令和3年2月末日までに完了するもの

○募集件数 先着4件

○補助金の額

・耐震改修工事費が50万円以上87万円以下：20万円

・耐震改修工事費が87万円超：工事費に23%を乗じた額(限度額50万円)

*千円未満の端数は切り捨て

○募集期間 5月11日(月)～11月30日(月)午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)

▼注意事項

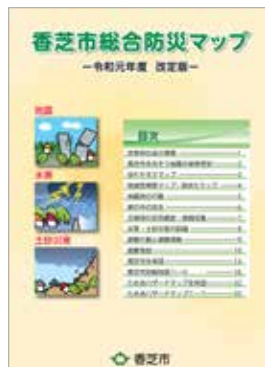
・5月11日(月)の受付開始時に募集件数を超える申込があった場合は、その場で抽選を行い、決定します。

・そのほかの条件など詳しくは問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

▼申込・問合せ 市役所都市計画課 ☎ 44-3315

▼市ホームページはこちら



▼こちらからご覧
いただけます▼問合せ 市役所危機管理室
☎ 44-3305

しています。

ダウンロードできるほか、危機
管理室（市役所1階）でも配布*市ホームページ (http://
www.city.kashiba.lg.jp/
kurashi/000004206.htm) より

さい。

で、自宅の周辺などを確認くだ

プからの変更部分もありますの
を掲載しています。以前のマッ
域、ため池ハザードマップなど
災害の警戒区域や浸水の想定区香芝市総合防災マップ
(令和元年度改定版)
を発行しました
奈良県が作成した最新の土砂

香芝市国民健康保険料 令和 2 年度の変更点について

国民健康保険は、医療分・後期高齢
者支援金分・介護分（40歳～64歳
のかたのみ対象）で構成されています。令和 6 年度の県内国民健康保険料率
統一化に向けて香芝市国民健康保険料
を段階的に改定します。令和 2 年度の
保険料率は右記の通りです。*所得割額は、令和元年中の総所得金
額等から基礎控除額（33万円）を
差し引いた額に各所得割率をかけた
金額です。

●軽減判定所得基準

世帯の総所得金額が基準以下の世帯
は、均等割額と平等割額が軽減されま
すが、5割軽減、2割軽減の軽減判定
所得基準が改定され、軽減が拡充され
ます。改定後の軽減判定所得は右記の
とおりです。（変更点は下線部）

区分（対象）		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
		国保加入 者全員	国保加入 者全員	国保加入者の うち40歳以 上65歳未満 のかた
所得割率（％）	所得に対して	7.3	2.6	2.8
均等割額（円）	加入者1人当たり	26,500	9,300	16,000
平等割額（円）	1世帯当たり	19,300	6,800	-
賦課限度額（円）		610,000	190,000	160,000

軽減判定所得基準（令和元年中の所得）	軽減割合
世帯の合計所得が33万円以下	7割軽減
世帯の合計所得が33万円＋（ <u>28.5万円</u> × 被保険者数＊1）以下	5割軽減
世帯の合計所得が33万円＋（ <u>52万円</u> ×被保 険者数＊1）以下	2割軽減

*1特定同一世帯所属者を含む

後期高齢者医療制度 令和 2 年度以降の変更点について

保険料を決める基準である保険料率は、奈良県後期高齢
者医療広域連合により2年ごとに見直されます。令和 2 年
度の保険料率は右記の通りです。*所得割額は、令和元年中の総所得金額等から基礎控除額
（33万円）を差し引いた額に所得割率をかけた金額で
す。

●均等割額軽減判定所得基準

制度発足時、保険料負担の急激な上昇を抑えるため、所
得の低いかたを対象に行う軽減措置に加え、さらに軽減を
行う特例措置が設けられていましたが、世代間の公平の観
点などから特例措置の内容が見直されます。右記の軽減判
定所得基準、軽減割合が変更になります。（変更点は下線部）
・軽減割合について、従来の8.5割軽減が7.75割軽減
に変わります。また、従来の8割軽減が7割軽減に変わ
ります。

・5割軽減と2割軽減の軽減判定所得基準が拡充されます。

○保険料率

所得割率	9.41％
均等割額	1人当たり 48,100 円
賦課限度額	640,000 円

軽減判定所得基準 (令和元年中の所得)	軽減割合
世帯の合計所得が33万円以下	<u>7.75割軽減</u>
世帯の合計所得が33万円以下のうち 世帯の被保険者全員の各種所得なし	<u>7割軽減</u>
世帯の合計所得が33万円＋ (<u>28.5万円</u> ×世帯の被保険者数) 以下	5割軽減
世帯の合計所得が33万円＋(<u>52万 円</u> ×世帯の被保険者数)以下	2割軽減

◆問合せ ・総合福祉センター国保医療課
・奈良県後期高齢者医療広域連合☎ 79-7528
☎ 0744-29-8430

軽自動車税(種別割)の 納付期限は6月1日です

軽自動車税(種別割)は、原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税金で、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。対象者には、納税通知書が送付されますので、必ず納期限までに納付しましょう。

※納付は、金融機関や市役所納税促進課の窓口のほか、コンビニエンスストアでも行うことができます。便利で確実な口座振替制度もありますので、利用ください。

▼問合せ 市役所納税促進課
☎ 44-3310

身体障がい者補助犬貸与事業 盲導犬・介助犬・聴導犬 を貸与します

○対象

- ・盲導犬 視覚障がい1級
- ・介助犬 肢体不自由1級または2級
- ・聴導犬 聴覚障がい2級

○貸与の条件 次の①～⑤の条件をもとに審査のうえ、適否を決定します。

- ①18歳以上で、県内に1年以上居住しているかた
- ②補助犬を使用することにより

就労など社会活動への参加の促進に効果が認められるかた

③所定の訓練を受け、本人または世帯において補助犬を適切に管理することができるかた

④障がい者支援施設またはこれに類する施設に入所していないかた

⑤自己の所有する家屋以外の家屋に居住するかたにあつては、その家屋の所有者または管理者から補助犬の飼育についての承諾を得ることができるかた

▼申込方法 貸与申請書及び必要書類を社会福祉課(総合福祉センター1階)に提出ください。

※貸与申請書などは、窓口で配布のほか市ホームページからもダウンロードできます。

▼申込期限 5月27日(水)

▼申込・問合せ 総合福祉センター社会福祉課 ☎ 79-7151

飲み水を 未来につなぐ 6月1日～7日は水道週間

我が国の水道は、今やほとんどの国民が利用できるまでに普及しており、健康で文化的な国民生活やさまざまな社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤施設として、重要な役割を果たしています。

こうした状況をふまえ、水道について皆さまにご理解と関心を持っていただくことを目的に、水道週間が設けられています。

今後も引き続き、より質の高い、皆さまに信頼される水道を構築し、安全で良質な水を安定的に供給できる水道の整備を促進するとともに、地震などの災害に強い水道づくりを進めていきます。

実施します

2020年工業統計調査

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした国の調査です。結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のため基礎資料として活用されます。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、回答をお願いします。

▼対象 従業者4名以上のすべての製造事業所

※調査票の内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

▼問合せ ICT推進課
☎ 44-3326
奈良県統計分析課

マイナンバーカード臨時窓口のお知らせ

【窓口時間延長(申込制)】

○日時 5月18日(月)～22日(金)

○時間 午後7時30分まで

○内容 マイナンバーカードの交付及び電子証明書の更新

○申込方法 電話で申し込みください。

※前日の午後5時までに予約してください。ただし予約の状況により希望に添えない場合があります。

※申請のための写真撮影はしていません。

【休日臨時窓口】

○日時 5月23日(土) 午前9時～正午、午後2時～5時

○内容 マイナンバーカードの申請及び交付

※申請に必要な写真は市民課職員が無料で撮影します。

◆場所 市役所1階・市民課

※どちらも必ず本人がお越しください。

◆申込・問合せ 市役所市民課 ☎ 44-3302

かもきみの湯 休館のお知らせ

大規模修繕工事実施のため、かもきみの湯は下記期間中休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

☎ 0742-27-8452

願います。

▼休館期間 令和2年6月1日(月)～令和3年1月31日(日)

▼所在地 御所市大字五百家

333

▼問合せ かもきみの湯

☎ 66-2641

申請受け付けます 優良運転者等表彰

(一財) 奈良県交通安全協会
などでは、今秋に優良運転者等
の表彰を行います。

受賞を希望されるかたは、必
要書類を添えて香芝警察署に申
請してください。

▼表彰資格

・香芝警察署管内に住所があり、
運転免許証を保有しているか
た

・自動車及び原動機付自転車の
運転を継続しているかた

▼表彰の種類「申請締切日」

○特別優良運転者表彰(ベスト
ドライバー顕彰)

「6月15日(月)」

※平成31年4月30日までに上級
顕彰を受けていること

※10年以上の期間無事故・無違
反であること

※現にベストドライバー顕彰を
受けていないこと

○緑十字銅章

「6月2日(火)」

※特別優良運転者表彰(ベスト
ドライバー顕彰)を受けている
こと

※過去10年以上自己の責任によ
る交通事故がないこと

※過去5年以上交通違反がない
こと

※過去5年以上罰金以上の刑に

当たる犯罪行為がないこと
※運転者としての実働期間が10
年以上あること

○近畿交通栄誉章

「6月2日(火)」

▼必要書類

①優良運転者等の表彰申請書

(香芝警察署の窓口で配布)

②無事故無違反証明書(令和2
年5月1日以降に発行された
もの)

③運転免許証のコピー(裏表の
両方)

④特別優良運転者表彰申請者は
上級顕彰のコピー

▼申請期限 各締切日

「受付」月々金曜日(祝・休日
を除く) 午前8時30分午後
5時

▼申請・問合せ先 香芝警察署交
通課 ☎71-0110

実施します

空家等対策推進支援 事業(除却・利活用)

空き家等の除却及び改修などに
要する経費の一部を補助します。

【除却】

○対象 次の①～②に該当する
かた

①補助対象建築物所有者で土地
所有者の同意を得た者、または
補助対象建築物の土地所有者で
建物所有者の同意を得た者

※5年以上当該建築物または土
地を所有している者に限ります。

②市税を滞納していない者

○補助対象建築物 次の①～②

のいずれかに該当し、工事が補
助金の交付決定以降に契約・着
工し、原則令和3年2月末日ま
でに完了するもの

①不良住宅

※「不良住宅」とは、不良住宅
認定を受けた建築物、空き家、
または空家等対策の推進に関す
る特別措置法第14条第2項の規
定に基づく勧告を受けていない
建築物をいいます。

②空き家住宅または空き建築物

※除却後の跡地を地域活性化の
ために10年以上活用することが
必要です。

○募集件数 先着1件

○補助金の額 除却工事などに
要する金額の10分の8(限度額
50万円)

※千円未満は切り捨て

○募集期間 5月11日(月)～
11月30日(月) 午前8時30分～
午後5時15分(閉庁日を除く)

○対象 次の①～②に該当する
かた

①活用事業などを行う者、また
は補助対象建築物及び補助対象
建築物の存する土地所有者が異
なる場合はその同意を得た者

②市税を滞納していない者

○補助対象建築物 次の①～④
に該当する建築物

①市内の空き家住宅及び空き建
築物

②補助対象建築物に所有権以外
の設定がないこと(権利者全員
から同意を得た場合を除く)

③改修後の住宅などは、地域活
性化のために10年以上活用する
こと

④工事は補助金の交付決定以降
に契約・着工し、原則令和3年
2月末日までに完了するもの

○募集件数 先着1件

○補助金の額 活用事業などに
要する金額の3分の2(限度額
100万円)

※千円未満切り捨て

○募集期間 5月11日(月)～
11月30日(月) 午前8時30分～
午後5時15分(閉庁日を除く)

○注意事項

・5月11日(月)の受付開始時に
募集件数を超える申込があつ
た場合は、その場で抽選を行
い決定します。

・そのほかの条件など詳しくは
問い合わせるか、市ホーム
ページをご覧ください。

▼申込・問合せ先 市役所都市計
画課 ☎44-33315

▼市ホームページ
はこちらから



(除却)



(利活用)

夏季期間中の保育士を募集します

- ◆期間 令和2年7月1日(水)～9月30日(水)
- ◆勤務時間 月～金曜日の午前9時～午後3時
- ◆勤務場所 市立保育所5か所のうちいずれか
- ◆勤務内容 保育所全体の保育支援、特別に配慮が必
要な園児・幼児の支援など
- ◆時給 1,120円

- ◆受験資格 保育士資格を有するかた
- ◆選考試験 随時
- ◆選考方法 面接及び作文
- ※そのほか、詳細については市ホームページをご覧い
ただくか、問い合わせください。
- ◆申込・問合せ先 市役所こども課
☎44-3330

人権 4 コマまんが

てんいち先生



香芝市のイベントやお知らせなどさまざまな情報を Facebook で発信しています。
URL
<https://www.facebook.com/香芝市役所-329720634057435/>
問合先 市役所秘書広報課
☎ 44-33323

香芝市公式 フェイスブック

問合先 市役所秘書広報課
☎ 44-33323

写真募集中！
広報かしば今昔アルバム
毎月 21 日発行の広報かしば「今昔アルバム」に掲載する、時代の流れとともに移り変わるまち並みや、時を超えて受け継がれてきた変わらぬ風景など、古い写真を随時募集しています。詳しくは、問い合わせください。

写真募集中！
広報かしば今昔アルバム

相談

人工肛門・人工膀胱 オストメイトのかた の個別相談会

【榎原市開催】

日時 5 月 16 日（土）午前 9 時～正午

場所 奈良県社会福祉総合センター（榎原市大久保町 320-11）

【奈良市開催】

日時 5 月 19 日（火）午前 9 時～正午

場所 奈良県文化会館（奈良市登大路町 6-2）

対象 県内在住のオストメイト（人工肛門・人工膀胱）のかた

内容 1 人で抱え込まず、悩み・苦労などを相談してみませんか。気軽に参加ください。

相談員 専門看護師、支部役員（ピアサポーター）、ストー

就学相談

マ装具業者
費用 無料
問合先 公益社団法人日本オストミー協会奈良県支部（担当…本間） ☎ 090-4908-7619

来年度就学の幼児・児童で市内小・中学校の特別支援学級入級や県立特別支援学校就学を希望されるかたの就学相談を予定しています。

所属されている保育所・幼稚園・小学校などに相談ください。
受付期間 5 月 7 日（木）～6 月上旬

問合先 市役所学校教育課
☎ 44-33334



相談コーナー

★については当面の間休止をしています。再開時期については市ホームページまたは担当課へ問い合わせください。

相談名	相談内容	開催日・時間	場 所	担当・問合先など
★法律相談	生活全般に関すること	毎月第 2・4 水曜日 午後 1 時 30 分～4 時 50 分 （1 人につき 25 分）	（予約受付）市役所 2 階・大会議室前	予約制（電話予約不可）・受付は当日午前 8 時 45 分より先着 8 名 ◆総務課 ☎ 44-33333
法律相談 （中南和法律相談センター）	生活全般に関すること	毎月第 1・3 金曜日 午後 1 時～4 時	電話相談に切替	予約制（2 週間前より電話受付）定員 6 名 ◆奈良弁護士会 ☎ 0742-22-2035
★女性法律相談	女性特有の生活全般に関すること	毎月第 4 木曜日 午後 1 時 30 分～4 時 30 分	市役所会議室棟	予約制（1 か月前より受付）・先着 6 名（女性限定）・女性弁護士による相談 ◆市民協働課 ☎ 44-3314
★行政相談	行政に関すること	毎月第 1 水曜日 午前 9 時～午後 3 時	総合福祉センター	◆社会福祉協議会 ☎ 76-7107
★税相談	税全般に関すること	毎月第 3 木曜日（2 月・3 月は休み） 午後 1 時～4 時	市役所会議室棟	先着 6 名（当日正午より会議室棟にて受付） ◆税務課 ☎ 44-3307
市税夜間納付相談	市税の納付全般に関すること	月の最終平日 午後 5 時 15 分～7 時 30 分	市役所納税促進課	◆納税促進課 ☎ 44-3310
保険料夜間納付相談	国保・介護・後期保険料の納付相談に関すること	月の最終平日 午後 5 時 15 分～7 時 30 分	総合福祉センター	◆保険料収納課 ☎ 43-7109

★については当面の間休止をしています。再開時期については市ホームページまたは担当課へ問い合わせください。

相談名	相談内容	開催日・時間	場 所	担当・問合先など
★人権相談	人権全般に関すること	毎月第1水曜日 午前9時～午後3時	総合福祉センター	当日直接会場で受付（電話予約不可） ◆担当 市民協働課 ☎44-3314
★奈良県女性の再就職準備相談窓口	子育て中の女性に関する就職相談	毎月第2火曜日 午前9時30分～午後0時30分	市役所会議室棟	予約制（1か月前より電話受付）先着3名 ◆奈良県女性の再就職準備相談窓口 ☎0742-24-1150
★身体障がい者相談	身体障がい者の日常におけるさまざまな相談	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分	総合福祉センター	◆社会福祉協議会 ☎76-7107
精神保健福祉相談	精神保健福祉に関すること	毎月第2・4火曜日 午後1時～4時	総合福祉センター	予約制（平日午前9時～午後5時までに電話受付） ◆生活支援センターなつ ☎23-7214
障がい児相談支援	障がい児通所支援に関する相談	月～土曜日 午前10時～午後4時30分	総合福祉センター	予約制（前日までに電話受付） ◆社会福祉協議会 ☎79-7529
★すこやか育児相談	育児相談	第1～4月曜日 午前10時～11時30分	みつわ保育所	◆みつわ保育所 ☎77-2184
		第1～4火曜日 午前10時～11時30分	若葉保育所	◆若葉保育所 ☎77-2758
		第1～4金曜日 午前10時～11時30分	五位堂保育所	◆五位堂保育所 ☎77-2023
		第1～4土曜日 午前10時～11時30分	二上・真美ヶ丘保育所	◆二上保育所 ☎77-2944 ◆真美ヶ丘保育所 ☎76-4777
家庭児童相談	児童全般の相談に関すること	月～金曜日 午前9時～午後5時	総合福祉センター	◆児童福祉課 ☎79-7522
ひとり親相談	ひとり親家庭の相談に関すること	月～金曜日 午前9時～午後5時	総合福祉センター	◆児童福祉課 ☎79-7522
子育て・虐待悩みの相談	子育てや虐待の相談に関すること	月～金曜日 午前9時～午後5時	総合福祉センター	◆児童福祉課 ☎79-7522
不登校電話相談	児童・生徒の不登校に関すること	毎月第1・3水曜日 午前9時～正午	（電話のみ）	◆学校教育課 ☎44-3334
教育相談	園児・児童・生徒の園・学校生活に関すること	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	市役所学校教育課	（学校のこ） ◆学校教育課 ☎44-3334
			市役所こども課	（園のこ） ◆こども課 ☎44-3336 *事前に連絡ください
子ども・若者（ニート・ひきこもり）支援相談	社会生活を円滑に営む上での相談ごと	月～金曜日 午前9時～午後5時	総合福祉センター	◆社会福祉協議会 ☎76-7107
消費生活相談	消費生活に関すること	毎週月～水・金曜日 午前10時～正午 午後1時～3時	当面の間、電話のみ	◆相談窓口 ☎44-3313 ◆問合先 商工振興課 ☎44-3312
		毎週木曜日 午前10時～正午 午後1時～3時	当面の間、電話のみ	◆広陵町地域振興課 ☎55-1001
★心配ごと相談	日常生活における相談ごと	毎月第1水曜日 午前9時～午後3時	総合福祉センター	◆社会福祉協議会 ☎79-5858
		毎月第2・3・4水曜日 午前9時～正午		
★老人健康相談	お年寄りの健康に関すること	月～金曜日（木除く） 午前10時～正午	総合福祉センター	◆社会福祉協議会 ☎79-5858
★福祉法律相談	成年後見制度や悪徳商法被害などの福祉法律相談	毎月第2水曜日 午後2時～、午後3時～、 午後4時～（各回40分）	総合福祉センター	予約制・定員3名 ◆社会福祉協議会 ☎79-5858
ボランティア活動相談	ボランティアに関する相談・紹介・登録	月～金曜日（木除く） 午前9時～午後4時	総合福祉センター	◆ボランティアセンター ☎76-7179
くらし・しごと相談	生活・仕事・ひきこもりなどに関する困りごと	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	総合福祉センター	◆社会福祉協議会 ☎76-7107
空き家相談	空き家に関する相談	月～土曜日 午前9時～午後5時	（電話のみ）	◆NPO法人空き家コンシェルジュ ☎0744-35-6211
★若者自立相談	仕事に就くのが不安・自立のためのサポートが必要な若者への就労支援	毎月第2・4木曜日 午前9時～正午	中央公民館	事前予約優先（平日・土曜午前9時～午後6時までに電話受付） ◆若者サポートステーションやまと ☎0744-44-2055

★市民図書館情報★

<https://www.lics-saas.nexs-service.jp/kashiba-city/>

携帯電話用



スマートフォン用

☎77-1600(ふたかみ文化センター3階)
〒639-0243 藤山 1-17-17

ブックポストには、返却する本だけを入れてください。

重要：市民図書館の臨時休館について

電話・インターネットで予約された図書の貸出と返却に限定して開館していましたが、緊急事態宣言を受けて、5月末日まで臨時休館します。ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

*今後の状況によっては、変更になることがありますので、ご了承ください。

*詳しくは、市民図書館ホームページをご覧ください。

○臨時休館中の問い合わせ受付時間 午前9時30分～午後5時

*但し、5月7日(木)・11日(月)・18日(月)・25日(月)を除く。

○6月の休館日(予定)

6月1日(月)・4日(木)・8日(月)・15日(月)・22日(月)・29日(月)

* 新しく入った本から *

< 一般書 >

- ・70代からの「女の輝き」「男の品格」
.....坂東眞理子・佐々木常夫
- ・ニコラ・テスラ秘密の告白
.....ニコラ・テスラ
- ・ロケットガールの誕生
.....ナタリア・ホルト
- ・ほぼ命がけサメ図鑑.....沼口 麻子
- ・賢治と鉱物.....加藤 碩一
- ・MISSING.....村上 龍
- ・役者狩り.....佐伯 泰英

(一般書・児童書690冊)

< 児童書 >

田中 結城
中 千代子
幸粒で
できた
世界

- ・意味がわかるとゾッとする話
3分後の恐怖『まえぶれ』
.....橘 伊津姫
- ・もしものせかい.....ヨシタケ シンスケ

★ここに掲載している以外の本も予約できます。

定例行事の中止について

- ◆えほんたいむ・よちよち
(0・1歳児向け)
毎月第3金曜日
- ◆えほんたいむ・どようび
(2歳から)
毎月第1土曜日
- ◆おはなし会(3歳から)
毎月第2・第4土曜日
- ◆大人のためのちいさな朗読会
毎月第2・第4金曜日
- ◆大人のおはなし会
偶数月第3火曜日

ふたかみ文化センターのお知らせ

★都合により内容が一部変更になる場合がありますのでご了承ください。

HP



★公式 LINE アカウント★

QRコードを読み取り

【友だち追加】@987aygpi



当期講座の追加募集について

日程が確定次第、当期の講座が始まります。下記の講座で追加募集を行います。ふたかみ文化センター窓口まで問い合わせください。

講座名	曜日	時間	受講料
フラダンス教室	月	午後1時30分～3時	12,600円 半年：18回
親子教室 (1歳半～2歳半)	火	午前9時30分～10時30分	10,000円 半年：10回
親子教室 (2歳7か月～4歳)	火	午前10時45分～11時45分	10,000円 半年：10回
ストレッチ体操	水	午前10時～11時20分	14,000円 半年：20回
パワーヨガ	水	午後4時30分～5時30分	9,600円 半年：12回
英会話(中級)	木	午後7時～8時30分	14,000円 半年：18回
英会話(ビギナー)	金	午後2時45分～4時15分	14,000円 半年：18回
書道	金	午後3時～4時30分	15,000円 半年：20回
中国語(初級)	土	午後1時～2時30分	13,000円 半年：20回
中国語(中級)	土	午後3時～4時30分	13,000円 半年：20回
親子リトミック	土 (隔週)	午前9時30分～10時10分	10,000円 半年：10回
脳トレリトミック	土 (隔週)	午前10時20分～11時	10,000円 半年：10回
スペイン語教室	土	午前10時～11時30分	14,000円 半年：18回

*当該受講料は6か月分で、今期はスタートが遅れ、回数が確定していませんので実施回数により受講料は減額になります。

「ミュージアムぐるっとパス・関西2020」発売中!

「ミュージアムぐるっとパス・関西2020」は、関西及び周辺地域のミュージアムが、便利でお得に利用できる、ガイドブック機能つきパスです。購入希望のかたは、二上山博物館まで問い合わせください。

◆申込・問合せ ふたかみ文化センター・二上山博物館
〒639-0243 藤山1-17-17 ☎77-1000(ふたかみ文化センター)、☎77-1700(二上山博物館)
✉ info@kashiba-mirai.com *申込受付は、午前9時～午後8時(毎月第1月曜日の休館日と臨時休館日を除く)

保健センター からの お知らせ

●申し込み・問い合わせは
保健センター ☎77-3965

◆保健センターへお越しの際は、駐車台数に限りがありますので、ご注意ください。

5 月以降の行事などの中止または延期について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、危惧されている状況を受け、下記の行事などについて以下のとおり中止または延期します。皆さまのご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。



各教室などについて

【中止】

- プレママ教室（母親教室） 5/14（木）・5/28（木） ○ストレッチを楽しもう 5/15（金）
- 離乳食教室 5/21（木）・5/25（月） ○妊婦歯科検診 5/22（金）
- 歯びか教室 5/22（金） ○健康体操教室 5/25（月） ○子育て交流会 5/28（木）

乳幼児健診について

【中止】

- 10か月児相談 5/12（火）・5/13（水）・5/18（月）・5/29（金）

【延期】

- 4か月児健康診査 5/7（木）・5/8（金） ○1歳6か月児健康診査 5/18（月）～5/21（木）
- 3歳6か月児健康診査 5/25（月）～5/27（水）・5/29（金）

*詳細については、対象者に個別に案内通知します。

がん検診について

【中止】

- 集団がん検診 6/16（火）・6/18（木）・7/12（日）

【延期】

- 集団がん検診受付開始（電話受付・インターネット予約） 8/5（水）から予約受付
- 個別がん検診 9/1（火）から開始

*今後の状況によっては、がん検診の受付及び受診の開始が変更になる場合があります。

6 月以降の行事について

市ホームページなどで随時お知らせします。令和 2 年度年間行事予定表に明記されている行事についても同様です。詳しくは保健センターまで問い合わせください。

予防接種のお知らせ

MR（麻しん風しん）第 2 期

- ◆対象 平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日
生まれの児

- ◆接種期限 令和 3 年 3 月 31 日（水）

*転入などで問診票をお持ちでないかたは保健センターにお問い合わせください。

*その他の小児定期予防接種についても母子健康手帳を確認し、対象年齢で未接種の場合は接種期限内に接種しましょう。

高齢者肺炎球菌ワクチン

- ◆対象 令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日までに、次の年齢に達し、過去未接種のかた
65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・
95 歳・100 歳

- ◆接種回数・料金 生涯で 1 回・3,000 円

- ◆接種期限 令和 3 年 3 月 31 日（水）

*対象者に 4 月下旬に接種票を送付しています。希望者は、接種期限内に接種してください。詳しくは接種票をご覧ください。

ぜひ活用ください！！母子手帳アプリ

妊娠の記録や子どもの「できた！」をさっと入力、月齢にあった育児の情報を見たり、予防接種の確認ができたりと、育児を楽しんで記録が残せるアプリです。

登録は簡単！「母子手帳アプリ」を App Store / Google Play からダウンロードし、「香芝市」で登録。（母子手帳アプリは NPO 法人ひまわりの会と株式会社 NTT ドコモと株式会社ミラボが提供するサービスです。母子保健法に定められた市が交付する母子健康手帳とは異なるものです。）



母子手帳アプリ
URL



5 月 31 日（日）は世界禁煙デー

『受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子どもたちをまもろう～』

ごみの出し方についてのお願い

☆食器の出し方について

ガラス食器・瀬戸物食器は電話リクエスト受付センターへ収集依頼をするか、焼却施設（美濃園）へ自己搬入をお願いします。

☆畳の処分について

4月からすべてのタイプの畳が収集できなくなりました。

3分の1に切断して焼却施設へ自己搬入するか、自己搬入ができない場合は、香芝市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ相談ください。

＊出される物によっては、解体や、切断など前処理が必要な物があります。

＊開始直後の午前9時台、終了前の午後3時台は電話が大変込み合い繋がりにくくなります。込み合う時間帯をずらしての連絡にご協力をお願いします。

◆問合先 電話リクエストセンター ☎77-1199

【受付時間：午前9時～午後4時】＊土・日・祝日を除く

【ごみの自己搬入について】

○搬入手続 印鑑と搬入時に使用する車のナンバーをメモし、事前（当日可）に市民衛生課へ申請して下さい。

○搬入可能日時 月～金曜日（祝日は除く）午後1時30分～4時30分

○搬入料金 家庭から出たごみは、1回の搬入につき100kgまでは無料、100kgを超えると10kg毎に123円がかかります（消費税相当額を含む）。



◆問合先 市役所市民衛生課 ☎44-3306

＊くみ取り便槽（非水洗）収集日程 令和2年6月分

◆問合先 市役所市民衛生課 ☎44-3306

月日	香芝清掃	大和清掃
6/1(月)	狐井（磯壁の一部を含む）	
2(火)	良福寺・鎌田	
3(水)	東良福寺	
4(木)	東良福寺	高・上中
5(金)	別所・瓦口	今泉・平野・尼寺

月日	香芝清掃	大和清掃
6(土)	五位堂	下田（西・東）
8(月)	五位堂	北今市・藤山 穴虫・畑・逢坂
9(火)	五位堂	関屋・田尻・穴虫
10(水)	畑・磯壁・本町	
11(木)	下田（西・東）・五ヶ所	

＊浄化槽清掃日程 令和2年6月分（日曜・祝日・休日は休み）

6月12日（金）～18日（木）[香芝清掃]	磯壁3・4・6丁目
6月18日（木）～30日（火）[香芝清掃]	五位堂3・4・6丁目
6月10日（水）～18日（木）[大和清掃]	北今市1・2丁目、高の一部（竹田川の南側）
6月18日（木）～30日（火）[大和清掃]	北今市3・4・5・6・7丁目（上中の一部を含む）

＊作業時間の目安は、月～金曜日：午前8時～午後3時、土曜日：午前8時～正午です。作業時間により前後する場合があります。

＊浄化槽清掃について、6月に清掃できなかった世帯は、7月に一斉清掃と同じ料金で清掃できる予備の日を数日設けますので、7月1日（水）～7月7日（火）（土・日・祝日を除く）までに市役所市民衛生課へ電話で申し込みください。（注意：予備日の受付件数には限りがあり、先着順での受付となるため、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。）

＊各日程については、作業の状況により2～3日前後することがあります。

＊浄化槽は、浄化槽法第10条で年1回以上の清掃が義務付けられています。

＊転入・転出されるとき、また公共下水道に切り替えられたときは、市役所市民衛生課まで連絡ください。

＊清掃の作業内容などについては、各清掃業者へ問い合わせください。

◆香芝清掃 ☎76-6108 大和清掃 ☎52-3372

●コミュニティバス運休日：5月7日（木）・14日（木）・21日（木）・28日（木）・6月4日（木）・11日（木）

＊木曜シャトル便については、上記運休日でも運行しています。

＊運行状況は市ホームページより確認ください。